

南九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 28 日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市規則第34号

南九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の一部を改正する規則

南九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則（平成27年南九州市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号」を「法第27条第1項」に改め、同号イ中「令」を「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）」に改める。

別表利用者負担額表（満3歳未満保育認定子ども）の表備考3中「附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。